

あま市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅の耐震改修工事に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、あま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものとする。

ア 市内にある木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市が実施する無料耐震診断

イ 財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 愛知県が作成する「改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」による判定値

イ 財団法人日本建築防災協会が作成する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震改修工事

地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表第1に定めるものに限る。）を含む改修工事をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

(1) 旧基準木造住宅の耐震改修工事を行う所有者又は所有者の同意を得られる者。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 市税の滞納がないこと。

(補助の対象工事)

第4条 補助の対象は、次の各号のいずれかに該当する耐震改修工事とする。

(1) 第2条第2号ア又はイに規定する木造住宅耐震診断の結果、判定値1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、次項に定める判定値を1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事。ただし、1.0未満の階別方向別上部構造評点を、旧判定値又は判定値（耐震改修工事前）に0.3を加算した数値以

上とする工事に限る。

(2) 第2条第2号イに規定する木造住宅耐震診断の結果、得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、次項に定める判定値を1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事。ただし、前号ただし書きに相当する工事に限る。

2 前項各号の補強計画は、第2条第3号に規定する判定値により算定したものとする。

(補助金の額)

第5条 1戸当たり(長屋建て又は共同住宅の場合は1棟当たり)の補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事に着手する前に、耐震改修費補助金交付申請書(様式第1号)に別に定める関係書類を添付してあま市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、耐震改修費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(耐震改修工事の着手)

第7条の2 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに耐震改修工事に着手し、着手届(様式第2号の2)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、耐震改修費補助金変更交付申請書(様式第3号)に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 改修工事施工箇所及び施工方法の変更(軽微なものは除く。)

(2) 補助金額の変更

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、耐震改修費補助金承認通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第9条 交付決定者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、第10条に定める完了実績報告書を提出するまでに、耐震改修費補助金事業中止届(様式第5号)を提出しなければならない。

(完了実績報告等)

第10条 交付決定者は、第4条に規定する対象工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属す

る年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、耐震改修費補助金完了実績報告書（様式第6号）に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受領した場合は、報告内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、耐震改修費補助金額確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に耐震改修費補助金支払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

（2）補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（3）第10条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。

（4）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の保管）

第14条 交付決定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補 強 工 事 等

工事内訳種類 工事等の内容	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良工事 		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根工事 ・木造躯体工事 (屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ（ P ）の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事 ・基礎工事（土工事を含む） 		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
総合判定において劣化度（ D ）の評価を向上させることを目的とした工事			<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事 (劣化部材の取替え) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	第4条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震補強工事費及び附帯工事費を合計した額の10分の8に相当する額。ただし、120万円を限度とする。 (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。
補助金の交付金額	助成額から、(2)の額を差し引いた額

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

あま市長 様

住所
申請者
氏名

印

耐震改修費補助金交付申請書

あま市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

《建築物等の概要》

- 1 補助申請額 _____ 円
2 工事の名称 _____ 耐震改修工事
3 地名地番 _____
4 建設時期 _____ 年 月
5 床面積 1階 _____ m²、2階 _____ m²
6 補強計画

- (1) 補強前の評点 1階 X方向 _____ Y方向 _____
2階 X方向 _____ Y方向 _____

実施事業名等（該当するものを○で囲む。）

ア あま市民間木造住宅耐震診断事業（_____年度実施）

イ （財）愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断（_____年度実施）

診断者 氏名 _____

資格 愛知県木造住宅耐震診断員 第_____号
() 級建築士 () 登録 第_____号
() 級建築士 () 登録 第_____号

- (2) 耐震改修後の評点 1階 X方向 _____ Y方向 _____
2階 X方向 _____ Y方向 _____

改修設計者 所属 _____

氏名 _____

資格 愛知県木造住宅耐震診断員 第_____号
() 級建築士 () 登録 第_____号

- (3) 補助対象工事費 _____ 円

内訳 { 耐震補強工事費 _____ 円
改修設計費 _____ 円
附帯工事費 _____ 円

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日

様

あま市長 印

耐震改修費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり
交付することに決定したので、あま市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第7条
の規定により通知します。

記

- 1 工事の名称 耐震改修工事
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件

様式第2号の2（第7条の2関係）

年 月 日

あま市長様

住所
申請者
氏名 印

着手届

年 月 日付け 第 号により補助金交付
決定の通知を受けた耐震改修工事について、下記のとおり着手したので関
係書類を添えて届け出ます。

記

1 工事の名称 耐震改修工事

2 着手年月日 年 月 日

3 施工者

施工者の名称 _____
住 所 _____
連 絡 先 _____
現 場 責 任 者 _____

4 添付書類

着手の状態が確認できる写真（日付入りのものを2枚以上）

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

あ ま 市 長 様

住所
申請者
氏名 印

耐震改修費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた耐震改修工事の内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて届け出いたします。

記

- 1 工事の名称 耐震改修工事
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日

様

あま市長 印

耐震改修費補助金承認通知書

年 月 日付で申請（届出）のあった耐震改修工事の（変更・中止）については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 工事の名称 耐震改修工事
- 2 変更前の交付決定額 金 円
変更後の交付決定額 金 円
- 3 承認の内容（変更・中止）
- 4 その他

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

あま市長様

住所
申請者
氏名 印

耐震改修費補助金事業中止届

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた耐震改修工事については、下記のとおり中止したので届け出ます。

記

- 1 工事の名称 耐震改修工事
- 2 中止の理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

あま市長様

住所

申請者

氏名

印

耐震改修費補助金完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた耐震改修工事が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 工事の名称 耐震改修工事
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類

耐震改修工事完了の確認

上記の耐震改修工事は、補助金交付申請に基づき適正に工事が施工されていることを確認した。

年 月 日

工事完了確認者 印
建築士資格 1級 2級 木造
同資格番号

様式第7号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

あま市長 印

耐震改修費補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出のありました完了実績報告書については、
交付決定の内容及びその条件に適合していますので、あま市補助金等交付規則
第10条の規定に基づき通知します。

記

1 工事の名称 _____ 耐震改修工事

2 補助金確定額 金 _____ 円

3 その他

補助金支払請求書を提出してください。

年 月 日

あま市長様

住所
申請者
氏名

印

耐震改修費補助金支払請求書

あま市補助金等交付規則第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 工事の名称 耐震改修工事

2 支払請求額

金額	百	十	万	千	百	十	円

振替 先金 融機 関	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	